北海道釧路地区における厚岸漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日　令和６年２月２６日
協定認定日　令和６年３月２７日

（目的）
第１条　本協定は、厚岸漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために 具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）
第２条　本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類はそれぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（1）	北海道沖合海面	サンマ	・さんま棒受け網漁業
（2）	釧路、十勝、根室地区地先海面	マイワシ	・火光を利用する敷き網試験操業
（3）	北海道沖合海面	スルメイカ	・いか釣り漁業（5トン未満船） ・小型するめいか釣り漁業（5トン以上船）
（4）	北海道沖合海面	シロサケ・カラフトマス	・小型さけ・ます流し網漁業
（5）	釧路地区地先海面	カレイ	・かれい固定式刺し網漁業 ・かれい刺網漁業
（6）	釧路地区地先海面	ニシン	・にしん刺網漁業
（7）	釧路地区地先海面	シシャモ	・ししゃもこぎ網漁業
（8）	釧路地区地先海面	ケガニ	・かにかご漁業（けがに）
（9）	釧路地区地先海面	ミズダコ・ヤナギダコ	・たこ空釣り縄漁業
（10）	釧路地区地先海面	ホッカイエビ	・えびかご漁業
（11）	釧路地区地先海面	ホッキガイ	・ほっきがいけた網漁業
（12）	釧路地区地先海面	ホタテガイ	・ほたてがいけた網漁業
（13）	釧路地区地先海面	ツブ類	・つぶかご漁業（湖内） ・つぶかご漁業（湾内） ・つぶかご漁業（知事許可）
（14）	釧路地区地先海面	ナガコンブ・オニコンブ	・こんぶ漁業（採り）

（資源管理の目標）

第３条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

サンマ	資源管理基本方針別紙２―４さんまに定める目標
マイワシ	資源管理基本方針別紙２―６まいわし太平洋系群に定める目標
スルメイカ	資源管理基本方針別紙２―１２するめいかに定める目標
シロサケ	北海道資源管理方針別紙３―１さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性
カラフトマス	北海道資源管理方針別紙３―３からふとます（日本系）に定める資源管理の方向性
カレイ	北海道資源管理方針別紙３―６まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域に定める資源管理の報告性
ニシン	北海道資源管理方針別紙３―９にしん北海道に定める資源管理の報告性
シシャモ	北海道資源管理方針別紙３―１０ししゃも道東太平洋海域に定める資源管理の方向性
ケガニ	北海道資源管理方針別紙３―１４けがに釧路東部海域に定める資源管理の方向性
ミズダコ	北海道資源管理方針別紙３―１８みずだこ北海道海域に定める資源管理の方向性
ヤナギダコ	北海道資源管理方針別紙３―１９やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性
ホッカイエビ	北海道資源管理方針別紙３－４６ほっかいえび（ほっかいしまえび）北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
ホッキガイ	北海道資源管理方針別紙３―５４うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
ホタテガイ	北海道資源管理方針別紙３―５４ほたてがい北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
ツブ類	北海道資源管理方針別紙３－５５つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等）に定める資源管理の方向性
ナガコンブ	北海道資源管理方針別紙３―５９ながこんぶ北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
オニコンブ	北海道資源管理方針別紙３－６０おにこんぶ（らうすこんぶ）北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
（1）	【さんま棒受け網漁業】 北海道さんま漁業の漁獲量の総量が北海道さんま漁業の知事管理漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90％を超えたときには、北海道さんま漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はサンマの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95％を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90％を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。
（2）	【火光を利用する敷き網試験操業】 マイワシに係る北海道の全ての知事管理区分の漁獲量の総量がまいわし太平洋系群の北海道漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90％を超えたときには、北海道漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はマイワシを目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95％を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90％を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。
（3）	【いか釣り漁業（５トン未満）の場合】 北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90％を超えたときには、北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95％を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90％を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。 【小型するめいか釣り漁業（５トン以上）の場合】 するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲量の総量がするめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90％を超えたときには、するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95％を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都道府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90％を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。
（4）	【小型さけ・ます流し網漁業】 １．本協定参加者は、道から通知された漁業者ごとの漁獲限度量を遵守する。 ２．漁獲限度量の超過を防止するため、本協定参加者は漁獲の都度、所属漁協を通じて、太平洋小型さけ・ます漁業協会及び釧路総合振興局へ漁獲量を報告し、限度量内であることについて確認を受ける。 ３．漁獲量の合計が漁獲限度量（以下、消化率という）の９０％を超えたときは、本協定参加者は、別途太平洋小型さけ・ます漁業協会から指示された漁獲制限措置（

	積載網反数の削減、操業停止など）を遵守する。
（5）	【かれい固定式刺し網漁業・かれい刺網漁業】 操業可能日数の１０％以上を休漁日とする。
（6）	【にしん刺網漁業】 操業可能日数の１０％以上を休漁日とする。
（7）	【ししゃもこぎ網漁業】 操業可能日数の１５％以上を休漁日とする。
（8）	【かにかご漁業（けがに）】 １．毎年、水産試験場の資源調査結果の下、釧路総合振興局長が定めた許容漁獲量を釧路東部海域毛がに資源対策協議会において船別に配分しそれを遵守する。 ２．漁獲量の合計が、許容漁獲量の98％を超えたときは、協定代表者の指示に従い、漁獲の積み上がりを抑制するため操業隻数を許可隻数の２／３以下に抑えることとし、許容漁獲量を超過することが見込まれる場合は操業停止等の措置を講ずる。 《その他の取組み》 ○釧路東部海域毛がに資源対策協議会が別に定める自主的資源管理措置を遵守する。
（9）	【たこ空釣り縄漁業】 操業可能期間における期首から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。 《その他の取組み》 ○体長１０ｃｍ未満のミズダコ・ヤナギダコは海中還元する。
（10）	【えびかご漁業】 操業可能期間における期首から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。
（11）	【ほっきがいけた網漁業】 操業可能日数の１０％以上を休漁日とする。
（12）	【ほたてがいけた網漁業】 操業可能日数の１０％以上を休漁日とする。
（13）	【つぶかご漁業（湖内）】 操業可能期間における期末から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。 《その他の取組み》 ○必要に応じ稚貝放流の実施 【つぶかご漁業（湾内）】 操業可能期間における期首から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。 《その他の取組み》

	○必要に応じ稚貝放流の実施 【つぶかご漁業（知事許可）】 操業可能期間における期首から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。 《その他の取組み》 ○必要に応じ稚貝放流の実施
（14）	【こんぶ漁業（採り）】 操業可能日数の１５％以上を休漁日とする。 《その他の取組み》 ○雑藻駆除の実施 ○雑藻駆除後の禁漁区の設定 ○旗揚げ操業の実施 ○操業期間中の禁漁区の設定

（取組の履行確認に関する事項）

第５条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３　第１項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

４　第１項の履行確認においては、前条の取組について次表のとおり客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとし、次表に記載の取組以外は当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証明書類等
（1）	【さんま棒受け網漁業・さんま流し網漁業】 ●協定代表者による漁獲量報告書 ●振興局によるＴＡＣ数量確認書 なお、操業自粛を講じた場合は、下記の書類を追加提出するものとする。 ●漁協伝票 ●振興局による証明書（消化率が９０％を超過した期間を証明するもの。）
（2）	【まいわしたもすくい網漁業】 ●協定代表者による漁獲量報告書 ●振興局によるＴＡＣ数量確認書 なお、操業自粛を講じた場合は、下記の書類を追加提出するものとする。 ●漁協伝票 ●振興局による証明書（消化率が９０％を超過した期間を証明するもの。）
（3）	【いか釣り漁業（５トン以上船）・小型するめいか釣り漁業（5トン未満船）】 ●協定代表者による漁獲量報告書 ●振興局によるＴＡＣ数量確認書

	なお、操業自粛を講じた場合は、下記の書類を追加提出するものとする。 ●漁協伝票 ●振興局による証明書（消化率が９０％を超過した期間を証明するもの。）
（4）	【小型さけ・ます流し網漁業】 ●道が定めた漁獲限度量通知書 ●振興局による漁獲数量確認書 なお、漁獲制限措置を講じた場合は、取組に応じて下記の書類を追加提出するものとする。 《積載網単数の削減を講じた場合》 ●積載網が削減された事が分かる写真 ●振興局による証明書（消化率が９５％を超過した期間を証明するもの。） 《操業停止措置を講じた場合》 ●漁協伝票 ●振興局による証明書（消化率が９５％を超過した期間を証明するもの。）
（5）	【かれい固定式刺し網漁業・かれい刺網漁業】 ●漁協伝票
（6）	【にしん刺網漁業】 ●漁協伝票
（7）	【ししゃもこぎ網漁業】 ●漁協伝票
（8）	【かにかご漁業（けがに）】 ●漁協伝票 ●船別許容漁獲量証明書
（9）	【たこ空釣り縄漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
（10）	【えびかご漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
（11）	【ほっきがいけた網漁業】 ●漁協伝票
（12）	【ほたてがいけた網漁業】 ●漁協伝票
（13）	【つぶかご漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書

（14）	【こんぶ漁業（採り）】 ●協定代表者による休漁証明書

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第６条　全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第１項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第１項及び第 90 条第１項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

２　全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第７条　第４条の具体的な取組の水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２　前項の規定にかかわらず、水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第９条　全参加者の代表権を有する者（以下、「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

３ 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、協定施行の日から５年間（令和６年２月２６日から令和１１年２月２５日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

第１１条　法第 126 条第１項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める決議は、参

加者の３分の２以上の多数をもって行う。

（協定代表者の機能及び経費の負担）
第１２条　協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
⑴　資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
⑵　法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
⑶　その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
①　協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、 全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
②　協定代表者は、第１項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
③　協定にかかる事務手続き及び報告については、厚岸漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）
第１３条　本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則
本協定は、令和６年２月２６日から施行する。

(本協定の参加者)
別紙のとおり